

【紹介手数料の返還】

採用決定者が甲に入社後、自己都合により 6 ヶ月以内に退社した場合、乙は甲に次の通り紹介手数料を採用決定者の退職日より 25 日以内に返還するものとする。

- ・ 入社後 1 か月以内に退社 : 紹介手数料の 100%
- ・ 入社後 2 か月以内に退社 : 紹介手数料の 100%
- ・ 入社後 3 か月以内に退社 : 紹介手数料の 80%
- ・ 入社後 4 か月以内に退社 : 紹介手数料の 60%
- ・ 入社後 5 か月以内に退社 : 紹介手数料の 40%
- ・ 入社後 6 か月以内に退社 : 紹介手数料の 20%

但し、甲の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。